

行財政改革特別委員会会議録

平成21年5月13日

場 所 第3委員会室

平成21年 5月13日（水曜日）

午前10時3分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 行財政改革大綱2007に基づく行財政改革の取組状況について
2. 公社等改革指針に基づく公社等改革の推進状況について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. その他

出席委員（13人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	武井	俊輔
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		高橋	透
委員		河野	哲也
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	山下	健次
総務部次長 (総務・職員担当)	土持	正弘
総務部次長 (財務・市町村担当)	萩原	俊元
部参事兼総務課長	堀野	誠
部参事兼人事課長	四本	孝
行政経営課長	桑山	秀彦
財政課長	西野	博之

事務局職員出席者

政策調査課主査	松下	新一
政策調査課副主幹	福島	久大

○丸山委員長 それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会します。

まず、委員席の決定についてであります、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、まず、執行部より、当委員会の設置目的に関連する現状と課題などにつきまして概要説明をいただいた後に、調査項目及び活動方針、活動計画について御協議いただきたいと思います。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いた

します。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

本日は総務部においていただきました。

初めに、一言ごあいさつ申し上げます。

私、この特別委員会の委員長に選任されました西諸県郡選出の丸山でございます。

私ども13名が、この1年間、本県の行財政改革に関する調査活動を実施することになりました。

地方分権が進む中、本県におきましても、行財政改革に着実に邁進することが不可欠であろうと思っております。当委員会の担う課題を解決するために全力で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が、宮崎市選出の武井俊輔副委員長でございます。

続きまして、皆様から見て左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋雅晃委員でございます。

宮崎市選出の福田作弥委員でございます。

都城市選出の星原透委員でございます。

日向市選出の十屋幸平委員でございます。

宮崎郡選出の河野安幸委員でございます。

都城市選出の山下博三委員でございます。

続きまして、皆様から見て右側ですが、宮崎市選出の鳥飼謙二委員でございます。

日南市選出の高橋透委員でございます。

延岡市選出の河野哲也委員でございます。

宮崎市選出の井上紀代子委員でございます。

都城市選出の徳重忠夫委員でございます。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○山下総務部長 おはようございます。総務部長の山下でございます。よろしく申し上げます。

ただいま、丸山委員長から、委員の皆様の御紹介をいただきました。ありがとうございます。

地方行財政を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、私ども職員一同、精いっぱい努力してまいる所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、行財政改革特別委員会に関係いたします幹部職員、課長補佐以上でございますが、紹介をさせていただきます。座って紹介させていただきます。

お手元の委員会資料の1ページの総務部幹部職員名簿をごらんいただきたいと思います。

まず、総務・職員担当次長の土持でございます。

財務・市町村担当次長の萩原でございます。

部参事兼総務課長の堀野でございます。

総務課課長補佐（総括）の上山でございます。

同じく、総務課課長補佐（庁舎・財産担当）の佐野でございます。

部参事兼人事課長の四本でございます。

部副参事兼人事課課長補佐（総括）の武田でございます。

人事課課長補佐（法令遵守・労務担当）の田中でございます。

行政経営課長の桑山でございます。

部副参事兼行政経営課課長補佐の井手でございます。

財政課長の西野でございます。

部副参事兼財政課課長補佐の日隈でございます。

最後になりますが、議会担当の総務課主幹の今門でございます。

次に、説明事項でございますが、御指示のありました2項目、1つが、行財政改革大綱2007に基づく行財政改革の取り組み状況について、もう一つは、公社等改革指針に基づく公社等改革の推進状況についてでございます。

詳細につきましては、行政経営課長から説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○桑山行政経営課長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料の3ページをごらんください。行財政改革大綱2007に基づく行財政改革の取り組み状況についてでございます。それから、お手元には、別冊1でございますが、同じタイトルでやや分厚い資料をつけております。こちらは詳細版になっております。

まず、こちらの別冊のほうの1ページをごらんいただきたいと思っております。ここで特徴等の御説明を申し上げたいと思っております。

この大綱の特徴でございますけれども、推進期間につきましては、県政運営の指針であります県の総合計画、新みやざき創造計画と同一の期間、平成19年度から平成22年度の4年間を推進期間としております。

それから、体系図にございますように、5つの柱、改革プログラムを中で構成しております。

まず、1点目としましては、地方交付税等の削減あるいは社会保障関係費の増加、そういったことから、財政面からの改革の必要性が一層高まったということから、財政改革の具体的な内容、これは第2期財政改革推進計画を取り込んで行財政改革大綱というふうにしております。

それから、2点目でございますが、御承知のとおり、平成18年11月に入札談合事件の発生、翌19年5月には不適正な事務処理の判明等を踏まえまして、この5つの改革プログラムの筆頭に意識改革を置きまして、全体の奉仕者として、まず、職員一人一人の意識改革を推進することを掲げたところでございます。

それから、4番目に入札改革、これもプログラムの一つとして位置づけております。

さらに、3番目に掲げております協働改革といたしまして、知事の提唱されております県民総力戦の環境づくりということで、具体的には、県民フォーラムの実施あるいはNPO提案公募型事業の実施、アウトソーシングの推進、そういったものも計画の中に盛り込んで推進を図ることとしております。2ページ以降には、これまでの取り組みの詳細を記載しておりますが、本日は、委員会資料の3ページに戻りまして、そちらで主な内容を御説明させていただきたいと思っております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の意識改革でございます。

①でございますけれども、公務員倫理の確立という観点から、職員のコンプライアンスの徹底を図るために、職員が遵守すべき倫理行動基準、あるいは利害関係者との間のつき合い方について定めました「宮崎県職員倫理規程」を平成19年6月に制定しております。また、翌年3

月には、副知事をトップといたしますコンプライアンス推進委員会を設置いたしまして、全庁的な推進体制を整備したところでございます。

それから、②でございますが、行政運営の公正性・透明性を確保する観点から、公益通報制度、これは職員が業務を行っている中で、法令等に違反する行為があるのではと思ったときに、人事課あるいは外部の弁護士に通報する制度でございますが、こういったものの整備、それから、職務に関する働きかけの記録・公表制度を整備したところでございます。

それから、③でございますけれども、組織風土改革の観点から、職員みずからが改革の担い手として県庁を変えるといった機運を醸成する観点から、特定の政策課題に関して職員から提案等を募集いたしまして、優秀なものについては表彰、提案の一部については事業化を図ると。そういった取り組みを行っているところでございます。

それから、④でございますが、人材育成の取り組みといたしまして、技術系の職員を、総務であったりあるいは企画、そういった事務部門へ配置いたしましたほか、県内市町村あるいは九州の各県との人事交流等を行ったところでございます。

それから、2番目の柱であります経営改革についてであります。

2の①をごらんいただきたいと思います、人材とか財源、そういった限られた経営資源を有効に活用できるスリムで効率的な組織体制の構築、行政課題への的確な対応ということで、2つのぼつで掲げております、20年、21年度、それぞれ組織改正を実施しております。特に20年度につきましては、本庁において、部の再編による県民政策部の設置あるいはこども政策

局、企業立地推進局の新設など、大規模な組織改正を実施したところでございます。

②の定員管理につきましては、教育委員会、警察本部等を含む総職員数を、この大綱のスタート年である19年から2年間で364人、暫定値と書いてありますが、純減を行っているところであります。数値目標といたしましては、括弧書きで記載しておりますが、平成17年対比で1,000人の純減を掲げておりますが、現時点では880人の純減ということで、おおむね順調に推移しているところでございます。

それから、③と④でございますが、これは不適正な事務処理の判明を受けての対応といたしまして、再発防止の徹底、適正な事務執行体制の確保という観点から、③は会計事務、④は物品の調達管理につきまして、職員研修の充実あるいは出先機関に対する指導・検査体制の強化等を図ったところでございます。

それから、⑤でございますが、各種相談窓口、あるいは県民利用施設での利便性の向上、県民サービスの充実ということで、主な取り組みを2件掲げております。まず1点目は、パスポートセンターにつきまして、宮崎におきまして19年7月から日曜日交付を開始しております。このほか、平成20年には、日南、小林、高鍋、日向の各総合庁舎において窓口を新設したところでございます。2点目でございますが、自動車税につきまして、パソコンや携帯電話によるインターネットを利用したクレジットカード収納を導入しまして、利便性の向上を図ったところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

3の協働改革についてであります、県政の運営に当たりましては、適正な役割分担のもと

に、県民あるいは民間団体、さらに市町村、そういったところとの連携、協働を推進しているところでございます。

まず、①の、県民のさまざまな意見を県政に反映させるため、知事が県民と直接意見交換等を行います県民ブレイク座談会あるいは県民フォーラムを開催しているところでございます。

それから、②でございますが、NPOとの協働ということで、県の事業で20年度は87事業、補助であったり、委託であったり、共同の開催とか、多様な形態によりまして87事業を協働事業で実施いたしますとともに、新みやざき創造計画の中の創造戦略をテーマに、NPOから事業を公募いたしまして、うち3件につきましてNPOに実施をしていただいたという状況でございます。

それから、③の指定管理者制度の活用でございますが、平成21年度につきましては、川南町の遊学の森など4つの施設につきまして新たに制度を導入しまして、合計66施設で指定管理者制度を導入実施しているところでございます。

それから、④でございますが、市町村への権限移譲につきましては、住民サービスはなるべく身近なところという考えのもとに、県があらかじめ移譲対象事務を示しまして、市町村が希望選択するというメニュー方式によって推進しているところでありますが、平成21年4月1日までのこの2年間で、新たに268事務を県から市町村へ移譲いたしますとともに、この大綱制定時の19年4月1日時点で既に移譲していた事務、692ございましたが、このうち255の事務につきましては、移譲する市町村数を拡大したところでございます。

それから、3の協働改革の中に公社等改革の推進も入っておりますが、これにつきまして

は、別に特出しで後ほど御説明したいと思います。

それから、4番目の入札改革でございます。県の発注します公共工事に係る入札談合事件によりまして失われました県政に対する信頼の一日も早い回復ということで、それに向けて、入札の透明性の確保あるいは公正な競争の促進、一方で、適正な施工の確保、品質確保などの視点に立ちまして、①から④のような入札制度改革を推進しております。

まず、①でありますけれども、県の発注いたします公共工事等につきまして、電子入札を平成19年7月までに全面導入いたしますとともに、20年1月までに、予定価格250万円以上の公共工事を原則として一般競争入札に移行したところでございます。

それから、②でございますが、品質確保という観点から、総合評価落札方式の発注を拡大したところでございます。

それから、③でございますけれども、技術力や地域貢献度の高い地元企業の育成を図るという観点から、総合評価落札方式に地域企業育成型を設けて、21年1月から110件を試行しております。これは②の591件の試行の内数として110件を実施したところでございます。

それから、④でありますけれども、一部の建設工事等につきましては、最低制限価格付近への集中の緩和といったような観点から、予定価格の事後公表の試行にも取り組んでいるところでございます。

最後に、財政改革についてでございますが、ここには平成21年度予算編成におきまして取り組みました主なものを記載しております。

①でありますけれども、財政改革プログラムの中期財政見通しで見込んでおりました収支不

足額278億円が337億円へと拡大いたしましたことから、4つのぼつで掲げております取り組み、具体的には、1番目でございますが、特別職の給料あるいは管理職手当等の人件費の削減、これによりまして16億円、それから、下から2つ目の事務事業の見直し等により58億円、あるいは一番下のネーミングライツの活用等の収入確保対策により18億円、こういったことによりまして約97億円の収支の改善を図ることによりまして、不足額を240億円まで圧縮したということでございます。

それから、②でございますが、いわゆるゼロ予算施策、予算措置を伴わずに、工夫によりまして県民サービスの向上を図ろうというものでございますけれども、こういったものを推進しましたほか、メリットシステム、これは節約した事務費の一部、執行残額の一部を翌年度予算に加算する仕組みでございますが、こういったシステムの導入などを行ったところでございます。

行財政改革大綱に基づく取り組み状況については以上でございます。別冊で詳細版をお配りしておりますので、後ほどそちらのほうもごらんいただければというふうに思っております。

次に、公社等改革指針に基づく公社等改革の推進状況について御説明を申し上げたいと思います。

委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1番の改革の基本的な考え方についてでございます。

(1)でございますけれども、公社等は、それぞれ公益的な設立目的を持って、県の政策目的を補完する、いわば県民のための事業活動を行う法人と言えるわけでありましてけれども、社

会経済情勢の大きな変化あるいは本県の厳しい財政状況を踏まえますと、その役割や必要性につきましては、やはり抜本的な見直しが必要であると。また、存続するという公社につきましては、その経営の効率化あるいは自立化を推進する必要があるというふうに考えております。

それから、(2)でありますけれども、改革を進めるに際しましては、県と公社と双方が十分な共通の理解、認識のもとで取り組む必要があると。と申しますのは、公社等は、県の出資等は受けているものの、独立した法人格を有しておりますので、改革には主体性を持って取り組んでいただく必要があるということ。一方、県という立場からは、出資者として、あるいは役員等の職員派遣を通じまして、一定の経営責任を有しているということ。それから、指導監督を行う監督行政庁の立場もでございます。そういったことから、両者が共通の理解と認識を持って改革に取り組む必要があるというふうに考えております。このような考えに立ちましてこれまで改革に取り組んでいるところでございます。

次に、2番目の改革指針の策定状況でございますけれども、まず、平成16年3月に最初の改革指針を策定しております。推進期間は3年間ということで、対象は、平成14年度から公社等の評価システムというものを構築、取り組んでおりましたが、その際、対象としておりました63の法人を改革指針の対象としたところでございます。原則として県が出資等を行っている団体が対象となっております。

さらに、平成19年3月でございますが、指定管理者制度の導入等を初めとします公的サービスへの民間事業者等の参入機会の拡大、あるいは公益法人制度の見直しの動き、さらには県の

財政が一層危機的な状況にあるといったことを踏まえまして、引き続き公社改革を推進することといたしまして、指針の改定を行っております。

推進期間は本年度までの3年間。対象は、63法人が統廃合を進めましたので、残る52法人ということで、対象は変えておりません。

次に、改革指針の内容でありますけれども、指針におきましては、(1)から(3)に掲げる視点によりまして、公社ごとの改革の方向性と取り組み内容を定めております。

具体的には、(1)の公社等のあり方の検討でありますけれども、公社等の役割、あるいは事業の必要性は低下していないのか、あるいは民間でできないのか、類似団体との統合によりまして事業の効率化は図れないか、そういった視点でございます。

それから、(2)の公社等の経営の見直しでありますけれども、収入の確保、経費の節減により財務の改善を図るとのこと。それから、組織体制の効率化、職員の適正配置、役職員の適正化など、組織などの適正化を図るといった視点でございます。

それから、(3)でありますけれども、県と公社等との関係の見直しということで、人的支援の見直し、具体的には、代表者への知事あるいは県職員の就任を原則廃止するとか、役職員への県職員派遣を削減する、そういったような取り組みをしております。それから、財政支出の見直しでございますけれども、県の支出の抑制の観点から、補助金、委託料等の必要性あるいは積算内容の見直し、あるいは事業の委託に当たりまして、公社等の随意契約から一般競争入札による契約、そういう競争性の確保に取り組んでいる。こういった3つの視点によりまし

て改革に取り組むこととしております。

次に、4番の改革の点検・評価でございますが、指針を策定した16年度以降、毎年度、公社ごとの改革の進捗状況、経営状況等につきまして点検を行い、評価を行い、その結果を公表しております。これにつきましては、別冊2「平成20年度公社等経営評価シート」というのをお配りしております。こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。これがホームページで公表しております公社等の点検評価を行った結果でございます。各公社ごとに作成をしております。

まず、この別冊2の表紙でございますが、公社等を3つに分けております。一番下が商法法人でございます。一番関与が薄くなる部分になります。上2つが公益法人等になりますけれども、上の県関与の高い法人(31法人)につきましては、具体的に申しますと、県の出資が25%以上、または25%未満であっても県の人的関与のある法人でございます。それから、県関与の低い法人(9法人)につきましては、県の出資が25%未満で人的関与もない法人、こういう区分にしておりまして、特に上の31法人につきましては、次のページでごらんいただきますが、改革の工程表あるいは事業活動とか財務指標に目標値を設定してその実現に取り組む。あるいは県、公社双方から評価を行う。そういったより詳細な点検・評価を実施しておるところでございます。

具体的には、次のページ、私学振興会を例に簡単に御説明したいと思います。

ページの左側に、概要、改革工程、県関与の状況というふうに表が分かれておりまして、一番上の概要のところには、県の出資額あるいは出資比率が記載してありまして、設立等に当

たつての県の関与の状況がわかるようになっております。また、設立目的という欄がありますが、そちらのほうで公益目的が何なのかということ把握できるようにしております。

それから、2番目の表になります改革工程でありますけれども、これは先ほど委員会資料の5ページの3のところ、各公社ごとに(1)から(3)の項目で改革の方向性、取り組み内容を定めていると御説明申し上げましたが、その形で改革工程の表の中で、まず、①公社等のあり方の見直し、②として公社の経営見直し、③として県と公社等の関係の見直し、人的支援あるいは財政支出でございますが、この3つの区分に沿って記載をしております。そして右側に年次が書いてありますが、年次を追ってその改革工程の予定と実績を書くようにしております。

それから、次の表は、県関与の状況ということで、人的支援、役職員の県職員あるいは県OBの就任状況、財政支出ということで県の委託料、補助金等の額、あるいはその内訳等を記載しているところでございます。

それから、次のページをごらんいただきたいと思いますが、大まかに言いまして、上半分は、法人の実施事業、財務状況、貸借対照表などの細かな数字がたくさん書いてありますが、事業の内容あるいは財務の状況につきまして記載をさせ、そして、それぞれについて活動指標あるいは財務指標という欄がありますが、そこに指標名を書きまして、本年度はこの数字実現に向けて取り組もうと、そういう目標設定、目標管理制度を取り入れまして努力を促している、あるいは結果を評価するというような形にしております。

それから、一番下に総合評価という欄がござ

います。こちらは、ただいま申し上げました目標設定、その結果が左下のグラフのところあたりに出てまいります。あるいはA、B、C評価でもなされておりますけれども、こういったものを踏まえまして、左のほうで公社等の自己評価という欄がございます。その右に県所管部課二次評価ということで担当課のほうで評価します。一番右下に公社等改革推進委員会三次評価という欄がございます。これは副知事をトップとしますこういった委員会をつくっておりますが、その委員会での最終的な県としての評価を行っているところでございます。

このような形で、各公社ごとに、特に県と関与の大きな公社についてはなるべく詳細に改革の進行管理等を行って、改革の推進を図っているという状況でございます。

それでは、委員会資料の6ページに戻っていただきたいと思っております。6ページに、5としまして、改革の主な実績を記載しております。

まず、(1)の公社等の統廃合でございますが、初めて指針を策定いたしました平成16年度以降、公社数は63から21年度で49ということで、14、率にして約22%の減となっております。その内訳は、下の①の表にございますとおりでありまして、16年5月31日、株式会社シンクタンク宮崎の解散、最近では21年1月6日に高千穂鉄道株式会社が解散といったようなことで、解散あるいは複数の公社の統廃合といったことで、14の公社等が削減されているという状況になっております。

それから、②の表でございますが、今後の予定として、今後廃止等が明確になっているものをここに記載しております。まず、土地開発公社でございますが、22年度末を目途に解散の見込みでございます。それから、社会福祉事業団

でありますけれども、県立の社会福祉施設の運営をやっていただいておりますけれども、これを事業団に無償譲渡いたしまして、21年度までに自立化支援補助金を交付して、22年度からは完全に自立という予定になっております。それから、最後に生乳検査協会ですけれども、これにつきましては、生乳の検査体制につきまして、九州の団体への業務移管とか、県内で残る業務を農業関係の団体に移管するというところで、21年度末までに解散する見込みになっております。

それから、(2)としまして、県の関与の状況につきまして改革の取り組み状況を記しております。まず、県職員の派遣数でありますけれども、15年度で183名でございましたが、21年度、この4月で80名ということで、103名の減となっております。率にして56.3%の減となっております。また、財政支出の額につきましても、15年度166億円であったものが107億円ということで、59億円、35.5%の減となっております。

最後に、7ページの今後の取り組みについてであります。公社等改革につきましては、御承知のとおり、平成15年度に県議会におきまして広域行政特別委員会が設置されまして、当時熱心な調査、御意見をいただきまして、それを踏まえまして、16年度から公社等改革指針を策定しまして取り組んできたところであります。今申し上げましたように一定の成果は上がっているのではないかというふうに思っております。

しかしながら、最近の一層厳しさを増す県の財政状況に加えまして、公社等を取り巻く環境も、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行、公社の赤字あたりが県の赤字とし

ととらえられるような状況、それから、新公益法人制度の施行などによりまして大きく変化しております。こうした中で、本年度が改革指針の改定版の終期となっておりますので、これまでの実績を踏まえまして指針の見直しに取り組むことにしております。先ほど御説明いたしました行財政改革全般も含めまして、また、この特別委員会を初め、議員の皆様方の御指導、御助言をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、8～9ページに公社等の具体的な名称、出資等の状況を一覧表にしておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑等ありましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 何点かお尋ねをいたします。

まず、3ページ、確認なんです。1の意識改革の④の技術職員を事務部門へ配置するとともにというのは、主事、技師というのがありますけれども、そういう技術職を、技師の方を移すということですか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるとおりでございます。例えば土木職とか農業土木職とかそういう方を、従来、事務職員、行政職とかそういう職がやっていたところに配置させて幅広い経験をさせるという趣旨でございます。

○鳥飼委員 それから、経営改革のところでございますが、②のところ、すべての部門の総職員数、純減1,000人で、今880人ということですが、これについては、次のページにもNPO法人等にといろいろ書いてございます。純減をするということであれば、業務を市町村

に移管する、あるいは民間なりNPO法人が担い手たり得るというものでないといけないと思うんですけども、具体的に、特徴的に言えば、どのようなものがあるのかお示しをいただきたいと思います。

○桑山行政経営課長 職員数を純減させるということで、基本的には、事務事業の見直しあるいは組織の統廃合、委託の推進といったものが大まかに言うと挙げられると思います。組織の統廃合につきましては、簡単に申し上げますと、3つあった組織が1つになることによりまして、共通部門の職員数が減ることがございますし、あるいはスケールメリットという部分も出てくると思います。それから、委託等につきましては、最近の例といたしまして、現業業務の委託といったような取り組みもございます。

○鳥飼委員 余り答えになっていないけど、いいです。きょうは初日ですのでいいことにしておきたいと思います。

続けて、4ページ、協働改革の④、平成21年4月1日までの2年間に268事務、移譲済みが960ということで書いております。そもそも移譲対象事務というのは、別冊1によりまして、追加がありまして、2,280事務ということになると思うんですけども、現在のところ、移譲事務数というのは960ということで考えてよろしいんでしょうか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるとおり960でございます。ただ、960も、ある事務については3つの市町村のみとか、ある事務については11幾つの市町村に移譲されているとか、受けた市町村の数には違いがございます。

○鳥飼委員 わかりました。だから、960としても、延岡市は960あるかもしれないけど都市市

は450かもしれないというようなことだろうということで推定をいたしますが、それにしても半数以下といいますか、4割ちょっとぐらいなんです。以前の記事にもあったんですけども、なかなか進まないという理由ですね、今、桑山課長が言われたように、960あるけれども、少ない市町村になっていたりするということで、現実的にはなかなか移譲は進んでいないのではないかとこのように判断するんです。そこ辺の現状はどのように判断しておられますか。

○桑山行政経営課長 県といたしましては、市町村合併の進展等に伴いまして、市町村のほうにも、住民にとってサービスは身近なところで受けられるというのが一番よいことだと思いますので、こちらのほうから市町村に対して働きかけを行って、なるべくこういった事務につきましてお引き受けいただくような働きかけはしているところでございます。ただ、市町村におきまして、財政状況厳しい中で、例えば行革が進められていて人的余裕が厳しいとか、いろんな御事情があるかと思います。そういった中で現在の数字になっておりますけど、今後ともあらゆる場面を通じまして、市町村には、住民にとって身近なところでサービスを受けたほうがいいのではないかと、そういう観点から働きかけを続けていく必要があるというふうに思っております。

○鳥飼委員 そういう意味では推進をすべきだろうと私も思うんですけども、財源、人間、権限の「三げん」が来ないことにはなかなかだよというのがあるわけで、市町村が二の足を踏む原因になっているのではないかとこのように思いますが、その辺の手当てはどんなふうにしておられるんでしょうか。

○桑山行政経営課長 この事務の権限移譲の関

係につきましては、県から交付金を市町村にお支払いするようにしております、大まかに言いますと、処理件数に応じまして、地方交付税の人件費の単価等により積算しました人件費等に要した相当額を翌年度に精算して交付するという形で、財源的な手当てにも配慮しているところでございます。

○鳥飼委員 課長もかわったばかりですからなかなかあれでしょうけれども、財源的には不十分な点があるのではないかというふうに思いますので、今後そういうところも踏まえて進めていただければということで、きょうのところはそのところについてはそういうふうにしておきます。

それから、公社等の改革につきまして、県関与の高い法人、低い法人、商法法人ということで、先ほど、出資が25%、人的関与のある法人というのが関与が高いんですよという御説明があったものですから、わかったんですけども、例えば、委員会資料の8ページにあります10番、宮崎県環境科学協会というのは、0.7%という出資割合です。しかし、県関与度の高い法人にランクをされているわけです。25%というところで線を引かれたのがどういう根拠なのかわかりませんが、それはさておくとしまして、それぞれの法人にもよるんでしょうけど、なぜこういう低いところが関与度が高いというふうに位置づけられているのか。個別になるからそんなにたくさん聞かれてもわかりませんよということになるかもしれませんが、わかっている範囲でお尋ねします。

○桑山行政経営課長 先ほど申し上げました別冊2の関与の高い31法人でございますが、出資等が25%以上であるという要件が1つと、25%未満であっても、人的関与ということで、現役

の職員の出向あるいはOBの役職員への就任、両方含めましてそういう人的な関与がある場合には、関与の高いという位置づけをしております、おっしゃいました環境科学協会につきましては、出資等は極めて低いんですが、OBがそこに行っているということで、関与の高いという区分にしてあるところでございます。

○鳥飼委員 それは私もわかっているんですよ。ですから、なぜ関与度が高いのかということなんです。なぜ県が人的な関与をしているのかと。私が最初に、たくさんあって課長もわからないかもしれませんけれども申し上げたのはそういうことなんです。0.7%という出資比率で関与度が高いほうに入っているわけで、設立の経緯等ももちろんあるんでしょうけれども、ですから、先ほど、たくさんあるから課長もわからないかもしれませんけれどもねというふうに申し上げたのはそういうことなんです。

○丸山委員長 個別な公社ですので、わかりづらければわかりづらいということで、また次の委員会もありますので、その中で協議していこうと思っておりますけれども、わからなければわからないということで答弁していただいても構わないと思います。

○鳥飼委員 そういうことで、問題意識を持っているということで理解しておいていただければと思います。

○桑山行政経営課長 環境科学協会について申し上げますと、昭和48年にこの協会は、公害等による環境汚染が深刻になっている中で、公害防止体制を速やかに確立するために、環境に係る測定分析、調査研究、技術指導等を行うといった目的で設立されたということで、出資としてはわずかであったけれども、そこに県の職員、OBが人的に関与するに至って、こういっ

た趣旨、目的の中で県が関与してきたといえますか、そういうことだと思うんです。この目的自体は県の公害行政と密接な関係があったということでございます。

○鳥飼委員 一応そういうことに。最初ですから、結構です。

それで、商法法人ですけれども、9法人あるということになっておりまして、4番の宮崎ケーブルテレビ株式会社、これは7.9%なんです。が、契約世帯数の過少申告が今、新聞に出ているんですけれども、その状況は把握をしておられるのでしょうか。

○桑山行政経営課長 そういった情報は報告いただいております。直接の所管は県民政策部のほうになります。県民政策部では、民と民の話なので状況を見守るといったことだったかというふうに認識しております。

○鳥飼委員 そういう意味では、商法法人にそれぞれ出資をしているというのはそれなりに意味があるだろうと思うんですけれども、苦情の電話とかが来るんですね、何しているんだと。もちろん私どもも知らなかったことで、県の行政も知らなかった。内部操作をされていたわけで、そういう状況の把握なり、呼んで聞くなり、出資しているということは、株主じゃないかもしれないけれども、それなりのものはあるわけですから、それはしっかり調査をしていただきたいということで、桑山課長のところはまとめるところでありますので、お願いしておきたいと思います。

○桑山行政経営課長 所管部局のほうにはお伝えしたいと思います。

○鳥飼委員 私学振興会というのがあります。これは関与度の高いところで、いろいろとやっていたらと思うんですけれども、今後、公益

法人に移行するというので、新しい法人制度ですね、そういう取り組みもしていただいているんですけれども、具体的な中身の指導というのは文化文教・国際課ということになるかと思うんです。ですから、行政経営課にそこまでというのはあるかもしれませんが、争訟の対象になっているんですね、背任で。進行中ということもあったりして、その指導がしっかりされているのだろうかというふうに思います。きょうはそういう指摘だけしておきたいと思います。しっかり対応していただきたいということで指摘にとどめたいと思います。終わります。

○井上委員 適正な定員・給与の管理というところをお願いしたいんですが、知事部局が減数が292で、教育委員会が減数が430となっているわけですね。最初に、知事部局が一番減っている部局というのはどこなんでしょうか。292名の減の具体的な内訳というのと、どこの部局が一番減っているんですか。

○桑山行政経営課長 手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○井上委員 ちょっと疑問がわくのは、適正な定員というのを、平成23年の目標は1,000名減となっているわけですね。これでいけば、警察本部というのは具体的にはそう減っていないわけですね。知事部局が292減って、公営企業のところが175減って、教育委員会が430減っているわけですね。この適正な定員の減らし方ですよ。どういう観点で減らしていくのかということが疑問がわくわけですね。どこだって減らないほうがいいに決まっていると思うんです。例えば警察だって警察官が減ることについては、県議会も警察官をふやしてほしいという希望を出したこともありますし、それはあると思うんで

すが、具体的に減らすのは、警察関係をのけて、知事部局と公営企業と教育委員会とをターゲットにしているのか。それとも全体的に減らすときの、削減していくときの明確な基準みたいなのを具体的に持っているんですか。

○桑山行政経営課長 ここで知事部局等を初めとしまして大まかに4つ分かれておりますが、例えば警察であれば、国で政令等で定数を決める部分がありますので、なかなか県の思惑どおりにならないといえますか、犯罪の増加等に応じてふえるという部分がございます。あと、財政が大変厳しい中で、職員数については、適正といえますか、少なくなることによってそれだけ人件費の負担は減るわけですがけれども、それぞれの部局におきまして、組織のスリム化、定数を削減する観点から、いろんな見直しを行いまして、それだったらこのくらい減るだろうということをそれぞれヒアリング等も行いながら積み上げて調整したものが、こういった形の1,000人という目標として掲げているところがあります。

○井上委員 ですから、適正な定員というその基準ですよ。具体的に基準みたいなのを県はちゃんと持って、それによってこの数をはじき出してこの目標に向かってやっているのかということ、その基準が知りたいということです。

○桑山行政経営課長 はっきり言って、何人いれば適正かというその基準というものは無いというふうに思います。この中でいいますと、例えば病院局でありますれば、現業業務の見直しを予定していれば、そういった職員が今後減るだろうと。そういったものが将来の数のカウントの中に入ってくるわけです。それともう一つ挙げれば、国のほうで集中改革プラン等やりま

したが、そのときに4.6%目標、それ以上の削減という話がありましたが、そういった数値目標を国が各地方公共団体に示したというものはございません。ただ、今が適正なのか、客観的にはかるものはないというのが現状かと思えます。

○井上委員 私は、この前の議会のときに、これの問題については質問させていただいたんです。民間だったら事業部制をとっていたりして、その予算の範囲の中で適正にしていくにはこれぐらいの人数で、それによって削減していくことについても、お互いが納得の上で削減ができるという部局制も含めてですね、そういうのを取り入れないと、基準があいまいなまま適正な定員と言われても、学校の先生がこれだけ減っていくことが適正なのかどうかということもよくわからないわけですね。今後の議論なので、またこれについては細かく、もう少し予算編成との絡みを含めて、これについては具体的に私たちも納得がいくように、委員会で納得ができるような提示というのを。減るわけですからね、退職者なんだけど、次、採用しないでそれをずっとやってきているということなんだけれども、そこについて何を適正とするのかということも含めて、根拠みたいなのを教えていただきたい。後でいいです。これからの委員会審議でいいですので、そこを明確に教えていただきたい。

それから、もう一つ、きょうはその2点にしたいと思うんですが、公社等の改革指針は、ここに書かれているように、改革の基本的な考え方というのは、これは確かにそうだろうと私も思います。それで、共通理解と認識のもとで取り組むというふうにされているわけです。先ほど鳥飼委員からもありましたけれども、ある意味では、県としては公社改革についてはこう臨

むというのが明確にないと、出資比率は少ないけれども、人的な支援だけはずっとし続けていくというときに、何か明確なあれがないと問題点というのが明らかになってこないと思うんです。県としては、それは部局内でできるものであれば部局内でしていったって、できるだけそこをスリム化していくということも考えていくのかどうか。公社の考え方については緩やか過ぎて、もっと県側も、公社改革をしていくならしていくでもう少し明確な線引きみたいなのが、強い線引きみたいなのは必要なのではないかと。これは単なる感想なのでお答えにくいかわかりませんが、これでいけば、ゆっくり減っていくのを待っているみたいな感じがしないでもないんですが、本質的に公社改革で何を指すかと言われたら、ここにきちんと書いてあるわけだから、それに向かって県がもう少しきちんと手を出すみたいところは出せるのかどうか。具体性がもっとあっていいのではないかと思うんですけど、そこについてはどのようになっているんですか。

○桑山行政経営課長 公社等改革につきましては、これまで6年間取り組んできているわけがありますけれども、一定数の削減等図られて、人的・財政的支援についても削減が図られている。公社数についても減ってきていると思います。ただ、おっしゃるように、今の状況、社会情勢がどんどん変わっていきますので、その中で今回新たな指針をつくる。そんな中で今おっしゃったような、明確でないという御意見もありますので、公社関係はどうすべきなのかを改めて議論して考えていく。先に向かってそういう視点を持って対応していく必要があるというふうに考えております。

○井上委員 特別委員会で私たちも議論をして

いくわけですけど、部長の公社改革についての基本的なお考えというか、急激な変化というのは大変なんでしょうけれども、この公社改革に手をつけるということについて、6年間やってきた経過と、今後どのような線引きをされるのかということについては、何か見通しみたいなのはあるんですか。

○山下総務部長 先ほどから行政経営課長が詳しくこれまでの取り組みを説明申し上げましたけれども、それなりの進捗はしているかなというのが私の基本的認識でございます。ただ、やはり3年たつと、時代の流れは変わっておりますので、当然そういった中で新たな見直しをしないといけないという気持ちは十分持っていますし、時あたかもこういう特別委員会が設けられまして、ある意味、私どもでは議論が及ばないというか、しにくいようなところもできれば議論をしていただきたいという気持ちもございます。そういったことで、ぜひこの1年かけて指針はいいものをつくり上げたいというのが基本的な気持ちでございます。

○井上委員 公社の有用性みたいなのもあって、つぶすということだけが先行するというのは間違いが出てくると思うんです。ですから、そういう意味で、県政にとって何を必要とし、何が必要でないのかというきちんとした線引きがないと、手を出しにくいところがすごくあるような気がするわけです。既得権益的なことだけで議論をされると、なかなかこの公社改革というのは進まないのではないかという思いがするので、特別委員会の議論と県側の議論とができるだけ一致できるような方向性をつくり上げていただく。各部局含めてですけれども、その体制をつくり上げていただく。総務部だけではなかなか難しい点があると思うんですけど、体

制づくりを、地ならしみたいなのを総務部長にはやっていただきたいと要望しておきたいと思えます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 1点だけ確認させていただきますが、先ほど、別冊の5ページで、適正な定員のことで質疑もあったんですが、今まで聞く話というと、減が目的である、人員減ありきで進められているように聞こえてならないんですが、これはたまたま黒三角（マイナス）になっているけど、適正というのは、ふやさにゃいかん適正もあると思うんです。そこがそちらの考え方にあるのかどうかの確認をまずさせていただきます。

○桑山行政経営課長 総数としては減ってきておるわけですが、中身的に見ますと、削減される場所がある一方で、人員的に増員して増大する行政需要に対応するということもございまして。スクラップ・アンド・ビルドという考え方は人員にもあるというふうに思っております。

○高橋委員 その仕事を業務委託すれば、当然正職員は削減されるわけですから、純減でそれはわかるんです。その分がかなり占めていると思うんです。私たちも県庁に来ると、夜遅くまで電気がついているときも多々見受けられるものですから、そして、身体まで壊されている方もいろいろとお聞きしたりするものですから、先ほどから減ありきに聞こえてならなかったものですから、ちょっと確認させてもらいました。今おっしゃいましたように、職場によっては、適正というのは、ふやさにゃいかん職場もあるんですよという認識は、行政経営課にあるということを確認していいですね。——わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○十屋委員 適正な定員と給与の管理というところですが、1点だけお聞きしたいのは、県の総合政策の中で重点施策がありますね。その中で、行革は、先ほど言ったように減らすばかりじゃないという側面もあったり、また、政策上そこに重点的に人を配置しなければいけないと。それぞれの部課は定員が決められていて、特別にこの政策にとっては人が必要だと。組織改編したりいろいろやって手厚くしていくんですけど、そのあたりの流動性というのは柔軟に対応できるものなんですか。

○桑山行政経営課長 お答えになるかどうかちょっと自信がないんですが、例えば20年度であれば、子供という部分に着目して、従来複数の部局にまたがっていた組織を一本化して体制を充実するというようなことがありました。そういったように、その時々行政需要が最近短いスパンで変わってまいりますので、必要に応じて部局の枠も超えて見直すべき組織は見直し、充実するところには人を手厚くするという対応を、これまでもやってきているつもりですし、今後もやりたいというふうに思っております。

○十屋委員 その期間といいますか、政策的な期間で、今、課長が言われたように時代の流れで、今、流れが速くなっているんで、適切に対応していくのにやはり柔軟性が必要だと思うんです。その場合に、3年スパンでやるとか、子供の少子化対策に関しては、ここ1～2年とか短い時間で解決する問題ではないので、長期的なところでやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、そういう意味からすると、組織改編をいろいろやりますね、そういうときに流動性ができるのかなという不安があったもので

すから、お聞きしたところでは。答弁はいいです。

もう一つは、部長にお聞きしたいんですけど、部長マニフェストを出しますね。そのときに、部長は行革に関しては何か出されているんですか。ホームページを見ていないので、済みません。

○山下総務部長 部長マニフェストは、21年度のはまだ出していませんけれども、20年度のは出ていまして、その達成度というのは近く出ると思います。私が掲げております中の一つにこの定数の問題は掲げておるところでございます。

○高橋委員 今、十屋委員がおっしゃった中で、子供の部分では3つあったところを1つにしたということだったんですが、ちょっとそのことで思い出したんですけど、実態は、市町村に行くと、例えば放課後の子供の育て方で、知事部局では放課後児童クラブ、教育委員会では子ども教室というふうにあるんです。これがなかなかミックスできないんです。これは国の省庁、ここが根っこかもしれませんが、県もそこをうまくコーディネートできるような仕事をむしろこっちのほうでやってほしいなと思うんです。人減らしもいいけど、こっちのほうをうまくやると、職員も現場も、十分納得するかどうかはわかりませんが、志を高くして仕事ができるんじゃないかと思います。そちらの研究ももうちょっとやっていただくといいかなと。その辺は市町村の意見も十分聞いてください。ぜひお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 この行革は、県も、行政の中では市町村との連携というのが必要なわけです。そうなれば、行革の一つの流れ、整合性というかそういうのがないと、県だけが先行してもどう

かというものもあるだろうと思うので、市町村との絡みというのは行革の中でどのように考えておられますか。行革の中でも権限移譲とかいろいろ絡んでくるわけですね。それとの絡みの中で基本的な考えというのは、県は市町村との連携というのはどういうふうに思っておるか、そこ辺をちょっと。一つのテーマではないかなという気もせんでもないんです。

○桑山行政経営課長 市町村との連携といいますか、おっしゃるように、権限移譲とかそういったものを通じて、行財政改革を進める一方で、住民サービスという視点から、そういったものが低下してはいけませんので、みずからの行財政改革についてもそういうことがないように留意しながら進めるとともに、おっしゃるような市町村との関連において留意すべきところは、市町村と個別に協議していく必要があると思いますし、例えば県の出先機関の見直し等を行うのであれば、市町村との個別の業務分野についての協議等が必要だと思います。おっしゃるような権限移譲等におきましても、市町村と連携して進めていく必要があるという認識は持っております。

○緒嶋委員 もう一つ大きく言えば、将来は道州制というのがテーマになってきつつあるわけです。そうすると、これは国とも、いろいろな行政組織との絡みがあるので、頭の中にある程度将来的なビジョンというものも描きながらこういうものはやっていくという視点も一面は必要かなという気もするわけです。これは一つの要望ですから、頭に入れておいてください。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 行財政改革という中で、財政改革という形で考えると、平成11～12年ごろは当初予算6,800億ぐらいあって、今は5,600億ぐらい

ということになると、1,200億円ぐらい財政面では減っていますね。そういうときに、減った部分はどういう部分が減っていて、人的な部分の役割は、減った部分に対してどこがどういう形でかかわっているのかと、角度を変えてそういう見方はされているものなんですか、されてきていない部分なんですか。

○山下総務部長 総括的にお答えしますけれども、全体予算が減っている中で、その中に占める人件費の比率というのはずっと見てきております。そういう見方からすると、総体の予算が減っている中で同じような減り方といいますか、率的には余り変わっていない。ただ、公共事業等が相当減っておりますので、若干率は高くなっているかなという気はしますけれども、他県に比すと人件費比率は高くないというのが私の認識でございます。

○星原委員 なぜそういう話をするかというのと、単純に言えば1,000億ぐらい公共事業費が減っていますね。じゃ、その時代に仕事をしてきた人たちがどういう形になっていっているのか。公務員の場合は定年が来ないと減らせないわけでありまして、それはそれでいいんですが、当時、平成12年、10年ぐらい前の枠の中で仕事をしてきた人たちを、予算が仮に半分ぐらいに減ったとなれば、違う形で人的な機能を果たせる意味で部署がえしていく中で、貢献度とかそういったものを出させるための流れというのか、そういう方向みたいなものというのは決めている。あるいはそういう方向に沿いながら、予算に合わせた形で、違う形で、公共事業関係のところ働いていた人たちは、単純に言えば人数が半分で済むんじゃないかという見方も出てくるわけですね。そうなってきたときに、その人たちの役割というのはどこで果たさせよう

とするとか、そういう感覚というのは、今後出てくるんじゃないかと思うんです。予算が今みたいに財政が厳しくなって減っていく流れの中で、減らす部分だけじゃなくて、生かし方の部分としてはどういうふうに生かそうと考えるか。そういう部分が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういう考えというのはないものですか。

○山下総務部長 人材の流動性といいますか、それぞれ専門職種で採用しているという色がございまして、先ほど行政経営課長が説明をしました中に、例えば技術職員の事務部門への配置といった形で、これはもちろん人材育成という観点が大きいですけれども、そういったことは将来的には恐らくゼロではない。つまり、技術職で入っても事務部門で育っていくということもゼロではないというふうに考えています。ただ、公共事業が減っているとはいうものの、中身が非常に濃くなっているといいますか、社会的要請が、きめ細かい行政需要というのが出てまいりましたので、当然それにかかわる職員の労力というのもふえると。1人でやっていたのが1.2とかそこらあたりで仕事をするというところも出てくるのではないかと思います。基本的に県の職員というのは定年まで勤めるということを前提にして職員管理をしてまいりますので、その中でそれぞれの職員が生きがいを持つと同時に、組織としても効率的にやりたいということとどこで調和をつけるかということになるかと思います。

○星原委員 これから議論させていただきたいと思います。

○鳥飼委員 星原委員に関連しまして。きょうは身体的、精神的な病休の問題についてはお聞きしませんけれども、その時々が必要があつて

人の配置なり予算なりというものが変わってきているんじゃないかという指摘だったと思うんですが、県の定数条例は今どんなふうになっているのか、お尋ねします。

○桑山行政経営課長 ちょっとお時間いただきたいと思います。

○鳥飼委員 今調べていただいておりますが、なぜこれをお聞きするかといいますと、コンプライアンスという所属もできたわけですから、定数は何ぼというので動いていくというのは当然あってしかるべきだというふうに思いますので、そこら辺について定数の中に当然あらわれていくのではないかとということでお尋ねをしてみたいと思います。

○桑山行政経営課長 済みません、お待たせしました。条例の定数ということでお尋ねかと思いますが、6,039というふうになっております。

○鳥飼委員 内訳はなかったと思うんですが、どんなふうになっていきますか。教育委員会とか、知事部局とか、警察官ですね、いろいろあると思います。

○桑山行政経営課長 ただいま申し上げましたのは知事部局の数で申し上げております。

○鳥飼委員 知事部局という前提で議論をしたいと思いますが、これはトータルとしての、今、部は8つありますけど、そこでの数というのは決めていないんですか。具体的な運用があれば教えていただきたいんです。

○桑山行政経営課長 この条例定数を具体的に各部局に割り振るという行為は特にしておりません。そういうことはやっておりませんで、各部局それぞれに人がいる分、現員がいる分、そこに定数があるというか、そういうことでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、別冊1の資料5ペ

ージによると、平成21年4月では3,939名ということで、ここでもう2,100名の乖離があるということになるんですけれども、そんなふうに見るんでしょうか。

○桑山行政経営課長 定数条例におきましては、知事部局の中に公営企業の部分も入っておりますので、公営企業の分も足していただくことになるというふうに思います。

○鳥飼委員 とすると幾ら乖離しているんですか。

○桑山行政経営課長 従来から条例に定めます定数につきましては、実際の職員数と申しますか、実際の定数とは幾らか幅があるという状態でした。一定の幅以上になればその条例定数も見直す必要が出てくるという認識は持っております。

○鳥飼委員 700~800は乖離をしているんですね。

○桑山行政経営課長 済みません、手元に正確な数字を持っておりませんで、また確認したいと思います。

○鳥飼委員 正確な数字が手元にないということで、この資料でいくと700~800かなということになるんですけど、星原委員が指摘をしたように、県がこれだけ定数減といいますか、人員の削減をやっているということは県民にはわからないわけですね。やっていますよということですけども、定数の見直しもしっかりやらないとまずいのではないかと。ただ、交付税の関係で何かあるのかもしれないけれども、というふうに思うんですが、どうでしょうか。

○桑山行政経営課長 定員管理といいますか、総職員数であらわしておりますが、これにつきましては、毎年度6月の議会のときかと思いますが、一応議会のほうには御報告申し上げて、

今、総職員数がこうなっていますよという話は申し上げているつもりでございます。それで、条例定数につきましては、やはり乖離が大きくなれば、その削減、条例定数の減というものはやっていかなければならないというふうに思っております。

○鳥飼委員 財政課長、交付税等の関係で、条例定数が云々するところが出てきますか。

○西野財政課長 交付税の算定上、基礎となるのは、主に人口や面積などそういった基礎的なデータで、具体的な職員数等はカウントに入っていないというふうに認識しております。

○鳥飼委員 そういうのはないということですから、総務部長、これは30年ぐらい見直してないだろうと思うんです。30年は大げさかもしれませんけれども、20～30年というような単位の放置といいますか、状況ではないかというふうに思うんですけれども、やはり適切ではないと思うんです。例えば、先ほど言われたように、少なくとも部ではおおむねこれぐらいということの内規で決めるとか、実質上、人事課で、四本さんのところでやっているだろうと思うんですが、そういうものがないと私たち県民には見えないんです。そうすると、定員管理がしっかりやられているんだろうかということになると思うんですけれども、その辺について部長の考えをお聞きしたいと思います。

○山下総務部長 30年ということではなくて、たしか平成16年4月に改正を、そのときに減らしましたけれども、しかし、それも実態に合わせてきちきちやったわけではない。というのは、例えば育児休業とかああいう人たちは定数の中に入らなくて、仮にオーバーすると、つまり定数条例の数をオーバーすると、これはある意味、分限の対象になるというところもございま

して、若干余裕を持って定数条例上の定数というのは定めております。ただ、先ほど行政経営課長が申し上げましたように、私どもの定員の管理のあり方といいますか、状況というのは、もちろん県議会には毎年その都度報告いたしますし、インターネットでも公表はしておりますし、それから、たしか給与の関係で、県の広報ですか、これにも掲載をしておると思います。ただ、乖離が余りにひどいということになると、当然条例は改正しないといけないし、またお願いをするということになるかと思えます。

○鳥飼委員 17年であれば、このときにも300ぐらい乖離をしているわけですね。実質的にしっかりした見直しがされていないのではないかと、いうふうに思っています。先ほどもいろいろ出ましたけれども、病休のこととかきょうは議論しませんけど、かなりの精神疾患なり身体的な、精神疾患の人が多いようですけれども、出てきている状況がありますし、民間でもこの間、産業何とかというところでそういうようなセンターをつくられたということで、民間の企業でもそういう苦勞をしておられるというのがあります。やはり適切な見直しをやるべきところはしっかりやっていただきたいということをお願い申し上げます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 教育委員会のことについてお尋ねしたいと思うんですけど、公立学校職員がかなり減らされるということになっております。児童数に対する定数というのは、国で文科省で決まっているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるように、教員配置の考え方というのは国のほうで示されて、それが基本になっているというふうに思ってお

ります。

○徳重委員 と言われますと、宮崎県の児童数というのはある程度推定できるわけですから、この数で足りるということで理解していいんですか。こういう削減の状況というのは。

○桑山行政経営課長 私、正確な知識を持ち合わせていないんですけれども、国のほうで基準を定めて配置される教職員、それと、あと、県独自に措置をしている部分もあったのではないかと思います。実際に正規職員で配置できる場合と欠員等が生じて臨時職員等で対応している場合によって、この職員数は動きますので、そういう部分も要素としてはあるのではないかと思います。

○徳重委員 今、クラスを30人学級というような形で、定数を相当削減しながら整理しているような状況ですね。そうなりますと、教員というのは専門職だと考えますときに、不足分については臨時職員対応というような形で処理していくのかなど。あくまで基本的な数字はちゃんと維持しながらやっていくのか、そこ辺をちょっとお聞きしてみたいと思います。

○桑山行政経営課長 教育委員会の所管で詳しいところまで十分わかっていないんですけれども、基本的には……。

○堀野総務課長 ちょっと立場が異なりますので、責任を持った御回答ができるかどうかというのは御勘弁いただきたいんですけれども、教員の定数というのは、今、委員の御指摘のように、児童生徒の数で決まります。ただ、それはあくまでも人数に対応するのではなくてクラス数に対応します。40人1クラスでやっておりますので、クラス数に応じてそれぞれの学校の教員数が決まるということによってやっております。

30人学級の話もございましたが、現在1年

生、2年生で30人学級をやっておりますけれども、これはあくまでも定数の枠内の中でやっております。臨時職員というのは、臨時の講師の方は結構いらっしゃるんですけども、これはあくまでも将来の児童生徒数の減に対応するために、現実にその分を採用していますと、児童生徒数が減ったときに過員が生じるということもございまして、そういった対応で置いている分はございます。さらには、育児休業とか病休とかそういった分の対応のために雇用している分もございまして、基本的には児童生徒数に対応した定員管理をやっているというふうを考えております。以上でございます。

○徳重委員 最後にしたいと思うんですけど、21年、ことしと、23年目標値、2年間で120名の減という、非常に大きな数字かなという気がするんですが、これは今おっしゃるように、児童数に対するちゃんとしたデータのもとでこういう数字を出されているのかどうか。

○堀野総務課長 昨年まで私、おりましたので、見直しもおととししたと思っておりますけれども、その時点でやったのは、そういった児童生徒数に対応した数というものを想定して定員管理の数字を決めたというふうを考えております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○福田委員 我が会派では、昨年度、公社等を中心とした見直しの勉強会を現丸山委員長のもとにやってきたわけでありましたが、その意見の中で、国でもそうでありましたが、県でもそうでありましたが、本体については、県では知事部局等については、常時監視の目が議会や県民から光っていますから、比較的改革等が実施しやすいと見ているんですが、ポイントは、国でも今出ておりますが、外郭、公社等の問題での見

直しがかなりおくれておる。それが今、国政上大きな政治問題化しておると考えるわけであり、たくさんの法人等が出てきているわけですが、この中で、先ほど委員からございましたが、出資比率がわずかでも重要法人に載っておったところもございますし、私ども、総務課長は御存じですが、文教の委員会で、たくさん県の委託事業をおやりになりながら、全くこの辺に出てこない法人等もあるわけです。その辺を見ますと、やはりそのピックアップについては、私は、初めて見てから、あっと思ったんですが、私が知っている、かつて私も仕事を通じて関係した団体が11あります。私は農協長をやっていたから。いろんな内容はわかるわけですが、とにかく知事部局プラス行財政改革の大きなポイントは、私は公社、外郭団体だと思っています。

なおかつ、今まで県議会が何回もこの行財政改革そのものを特別委員会でやりながら実現しなかったんですね。今度は、時流からしてもうその時期が来ているということですから決まりました。これは知事部局も私どもも、県民の負託を受けて徹底してやっていく時期だと考えておまして、そういう面では、例えば具体的に体育協会等についてはどういう位置づけになるんでしょうかね。

○桑山行政経営課長 冒頭の御説明の中で申し上げましたけれども、平成14年ごろの公社改革、対象としていた63の公社でこの指針がスタートしたと申し上げましたが、基本的には知事が所管しております知事部局と、それから警察関係が1つありますが、これが対象とされております。教育委員会につきましては、教育委員会がそもそも管理監督する立場にあるということで入ってなかったという形になっておりま

す。それで、今御指摘もありましたけれども、単に出資金あるいは人の数等では単純に線引きできないのではないかと。公社改革の対象とする公社等の範囲については、今の区分がそのままいいかどうかということも含めて、今回検討する必要があるというふうに思っております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○武井副委員長 お伺いしたいと思います。公社関係だけお伺いしたいんですが、職員録を今見たんですけれども、この職員録の後ろのほうに各種委員会とか書いてあるわけです。こちらのほうに入っていてこちらの中に出てこないものというのは幾つかあるんです。例えば宮崎県公衆衛生センター、物産振興センターも、ずっと見ますけど、ここにはないです。あと、職業能力開発機構もないんです。すなわち、ここに出てこないもの、今、物産振興センターを出しましたけれども、これは教育委員会ではなくて商工観光労働部の所管で、商工の常任委員会ではいつもこのセンターのあり方は議論されるんですが、こういったものが入っていないのはなぜか伺います。

○桑山行政経営課長 先ほど申し上げましたが、この改革指針をつくった際に、63公社という、当時指導対象にしておりました公社からスタートしております。その基準を別冊2で大まかに3つに分けておりましたが、ああいう状況であるわけですが、物産振興センターであれば、県の出資はないんですけれども、人的支援を相当にやっているとか、おっしゃるよういろいろな団体がこの公社等の範囲の外に存在しておりますので、今回の見直しに際しましては、その線引きをどうするのかを含めて検討したいというふうに思っております。

○武井副委員長 わかりました。そこはまた調査していかないといけないと思います。

もう一点お伺いしますが、こちらのほうの法人などを見て、例えば県立芸術劇場というところは、基本的にはメディキットホールの運営、国際音楽祭の運営という形で、つまり、指定管理で民間との競争の中でやる業務によって存立をしているということになるわけです。すなわちこの組織というのは、逆に言えば、その指定管理がとれなければ、団体として公社として存在しなくなるということになるわけです。こういった法人があるというのは、指定管理の公正な競争とかそういった意味でも非常に課題が多いと思うんですが、指定管理を受けることをほぼ業務の大部分としている公社というのはどの程度あるのか伺います。

○桑山行政経営課長 それをどういうふうにとえらえて線引きをするかというのはなかなか難しいと思うんですけれども、例えば公の施設とネーミングが極めて類似しているということであれば、この芸術劇場であったりとか、延岡にございます機械技術振興協会、そういったところが挙げられるであろうというふうに思っております。

○武井副委員長 指定管理は、民間との競争の結果としてそういったところが受託しているわけなんです、民間との競争に負けてといますか、仮にそこがとれなかったとすると、事実上存在しなくなるような状況にある。すなわち指定管理が今の財団の業務の大部分である法人というのは、どういったものがあるのかということをお伺いしたい。

○桑山行政経営課長 その御質問に対しては、各財団の業務内容、中身に占める指定管理のウエートを今ここで直ちに把握することはできま

せんので、時間をいただきたいと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○桑山行政経営課長 井上委員に御質問いただいておましてお答えしておりませんでした定員の部局別内訳というお話ございました。減の数に関してかと思いますが、これにつきましては、例えば、総合政策本部が組織改編によりましてなくなって県民政策部ができて、あるいは市町村課が地域生活部から総務部に移ったとか、部局を超えた組織の見直し、人員の異動がありますから、単純に部局別にどこが一番減ったかということをお答えは難しいというふうに思っております。

○丸山委員長 それでは、ないようですので、終わりますが、この公社等以外にも今出ました外郭等、今後幅広く調査研究もしていかなくちやいけないというふうに考えておりますので、非常にタイトなスケジュールの中でも頑張っていこうというふうに思っております。今後とも御協力をお願い申し上げます。それでは、執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料が配付されておりますので、説明は省略させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、協議事項1の委員会の調査事項についてであります。お手元に資料1を配付しておりますが、これを見ていただきたいと思います。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところですが、2の調査項目については、本日の初委員会で正式に決定することになっております。調査事項（案）ということで、公社等出資団体に関すること、行政改革（人材育成の推進等）に関すること、予算編成のあり方に関することというふうに3つ書いておるんですが、今までの議論を踏まえますと、出資法人だけでなく、県が人的なこととか財政的なことに関与している公社等、ほかの何とか協会というのも含めて調査するのか。また、行政改革の一環としては、適正な定数に関することとか、括弧書きのような形ですべきではないかという感想を持ったところであります。皆さん方の御意見をいただいて、この調査項目について決めさせていただこうと思っておりますので、御意見を賜りたいと思っております。

○十屋委員 今、委員長から発言があったのも、（1）で「公社等」という中で副委員長が言われたことも含まれるのかなというふうに思いますし、行政改革の中で、先ほど言われた適正な定員管理も入ると思うので、これで私は構わないと思います。

○星原委員 細かくやっていけば本当に1年でできるかなと、そういう問題もあるんですね。どの辺にポイントを、1年目としてどういう形、2年ぐらい続けなくちゃいけないのか、あるいは範囲をどの辺まで広げていくのか、その辺を基本的にしていかないと、枠が広がれば、調査やらいろんなことをやっていたら、かなり時間的なものもあるでしょうし、今回この特別委員会をどういう方向で1年間やっていくか、基本的に決めて入らんといかんのかな。あるいは1年で終わるのか、2年ぐらいは持つような

形で、短期で答えを出していくものと長期で少し時間をもらうものと分けて考えると、その辺を決めていかないと、ただ調査事項でぽんと出て、どこまで調査していくかということになると、その辺が一つのポイントじゃないかというふうに私は思うんです。

○井上委員 民主党の会派の中でこの特別委員会の設置というのを求めたので、ちょっとあれなんですけど、基本的には、先ほど星原委員からも出ましたように、予算ががたっと減っているわけですね。予算編成のあり方そのもの、ある意味では、そこをしないと定員の問題もいろいろな問題もなかなか出てこないと思うんです。今のままでいけば、公社等の経営評価シートがあったとしても、じゃ、具体的にどうするのかというこっち側が出てこないと思うんです。特別委員会が求めるのに、細かくこの1つ1つを、61法人でいいのかどうかという問題もあります。全部を引きずって出してこういうふうにするのかという問題もあるんですけども、今後の予算の幅を考えたときの編成のあり方含めて、県にもう少しきちんとした姿勢というか基準値を求めるといふか、提起させるということが、私はある意味では必要だと思っております。

だから、おてっばらでそのとき、先ほど徳重委員から出ましたけど、先生をあと120人減らすんですけど、それじゃ、具体的に根拠があって120減らすのかと言われると、ないと思うんです。校長先生とか副校長先生はふえているけど、現場の先生がどんどん減っているということがありはしないのかという問題点とか、突っ込めばいろいろあると思うんです。そこあたりは整理してかからないと、ことし1年でやるときに非常に大ざっぱな特別委員会にならざるを

得ないというふうに思うんです。だから、ある意味では絞り込みと方向性というのをきちんと出さないと。ことし1年はこれをやるというのが必要なのではないかというふうに思うんです。

○十屋委員 今、説明がありましたけど、これが3月31日で終わりですね。来年に向けての取り組みに特別委員会としての意見というものがきちっと反映されるような取り組みができればというふうに思っています。

○井上委員 先ほど総務部長にそのことをお聞きしたら、特別委員会側からのという言い方をされたのが私は非常にひっかかるわけです。本来はきちんと、人的なものを出さないで済むようにするならどうするのかとか、具体的にもう少し、今度見直しをしてかかっているのに、にもかかわらずそれが出ないというのが、私は残念でならないわけです。

○十屋委員 見直しするのにやはりこちら側から提言するというのも、特別委員会の一つの考え方かなと思うんです。

○鳥飼委員 ここに公社等の資料がありますね。それと本体のところと2つあるだろうと思うんです。公社等を整理していくということであれば、その業務にかかわってきたといいますか、住民サービスがどこでどう担保されるのか。それを継続するとなると、本体の財政支援なり人的支援はどうなるのかというところ、2つあると思うんです。そういう意味では、公社等のところと本体の予算編成とありますけど、県の財政のあり方ですね、ここをやっぱり議論していく必要があるんじゃないかというような気が私はするんです。

○福田委員 県の財政に将来にわたって大きな影響を及ぼす公社、外郭団体というのは、見た

らわかるんですね。お互い理解していると思うんです。その辺はメインに置いて調査検討していく必要があると思うんです。しかし、そういう外郭に限ってなかなか手がつけられないというのが実態なんですね。今までずっとやってきた。もう手がつけられない。だから、先送り先送りで来たわけです。今日こういう状態になっていますから、その辺はお互いが共通認識の上に論議を進めていったらいいんじゃないと思います。

○星原委員 執行部は、我々から言ってもらったほうがいいと、ある部分は議会から来たという、そういう感じがありありなところもあるかなという感じがするわけです。

○鳥飼委員 それはちょっとあんまりな気がするんですけど、住民サービスを下げること、我々が先に提起をしてからやったんですと言われたら、それはやっぱり問題だろうと思うんです。そこ辺がしっかりどう担保されるか、その中でここはこうですよという議論に持っていけないと、部長とか執行部のほうに利用されるというのは、用心せにやいかんと思うんです。

○星原委員 それと商法法人で目的を達成したところなんか、基金を引き上げるとか、出資部分を引き上げるとか、そこまでやっていかなくちゃいけないのかな。今の財政厳しい中でありますから、その辺はやっぱり出していかなくちゃいけないというふうに思います。

○丸山委員長 なければ私のほうから。実は自民党会派のほうで、昨年度、この公社等に関するプロジェクトチームをつくりまして研究した中に、6月議会には地方自治法に基づいて、出資比率が50%以上のものは経営状況等を議会に報告しなさいというのがあるんですが、それだ

けでいいのかというも踏まえまして、条例を自民党の中で研究をしまりました。公社等だけではなくて、今言われました、財政的に今後逼迫の可能性が高い、影響が高いものに関しても、各常任委員会がありますので、常任委員会ですっきりとまずは議会がチェックするという体制の条例も、他県では既につくっているところもありますので、そういうことも含めていただければ、50幾つある公社等については、各常任委員会でチェックをしっかりかけていただくということも、そういった条例をつくれれば可能になるのではないかというふうに思っておりますので、そういったことも含めて議論をしていただければ幸いです。そのことについて御意見を賜りたいと思います。

○井上委員 私は自民党の会派にいないので、そのプロジェクトのことをここで委員長が言われても、それは委員の皆さんがその中で発言をしていただくということが大事だと思うんです。確かにプロジェクトでやっていらっしゃる。じゃ、うちのプロジェクトをそのまま持ってきてここでやれるかという、そんなことはないと思うんです。特別委員会は特別委員会としての性質というのをきちんと踏まえていただいて、そして、特別委員会の中で方向性として、委員長がこういう方向性もということで御提起があれば、それは議論をした上で、みんなが納得した上で方向性を進めていけば、私はそれでいいと思います。

○丸山委員長 そういう意味で皆さん方に提起をしているわけです。

○井上委員 余りにも自民党のプロジェクトの話ばかりされると、前回もそうだったんですが、そうされると、じゃ、御自分たちのところでやられた分については、御自分たちの中でほ

かの形で提起をされるなり、代表質問なり、一般質問なり、その中で具体的にやっていただいて、特別委員会は特別委員会として、ここで総意のもとで何をやるのかというのを決めていただくと。

○丸山委員長 私の今の提案は、仕分けのときに、すべて50幾つもチェックすると大変だからということがあったものですから、各常任委員会にも、今、50%程度出資しているところは経営状況等をチェックしてもらっているんですが、それをしていないところもあるということも踏まえて、この特別委員会ですべて見ることもできるんですが、それをやったら大変だという意見があったものですから、一つ提案させていただきました。

○星原委員 今出たように、要はやっていく中で、そういうふうなものまで方向性として考えていける状況が生まれてくれば、そういうほうに持っていけばいいわけで、それはそれとして、我々自民党でやったものは自民党、この特別委員会は特別委員会としてやる中でいろんな意見が出てくるでしょうから、これはやっぱりこのままじゃいかんという部分があれば、そういう縛りみたいな形まで進むだろうというふうに私は思っていますので、あえてそんなにそこを表にせんでも出てくるんじゃないかと思いません。

○井上委員 委員長が言われる気持ちもわからなくもなくて、私はたまたま今回商工の委員なので、3番目に出ている商法法人のところについてはやはり考えていかないといけないというのわかるんです。それについてはそれぞれ議員が所属の常任委員会を持っているわけですから、そこで検討していく。特別委員会で学んだことはそこで生かすということも必要というの

はわかります。

○鳥飼委員 今度の6月議会に出てくるんですね。どっちかという、ばたばたっというもやってきたような感じがするものですから、それは言われるとおりの問題だなというふうに思うんです。だから、そこをもっと審議できるような時間を担保するようにしていかなといかんのでしょうね。それはどこの場になるかというのは一つあるんですけど、そこは議運なり幹事長会議の中で保証していくようにしていかなと、しっかりした議論はできないんじゃないでしょうか。

○丸山委員長 そうしましたら、調査事項について、(案)というふうになっておりますけれども、「公社等出資団体等」と「等」を入れたほうが明確になるということで「公社等出資団体等に関する事」、「何も書かずに、「行政改革に関する事」、「予算編成のあり方に関する事」というぐらいで、「等」という言葉をつけさせてもらって、それでオーソライズされるということで、この調査事項についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の調査活動方針・計画についてであります。活動方針(案)についてであります。資料1の3に書いてあるとおりであります。関係団体との意見調整をやっていくということではありますが、このようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 活動計画については、資料2を見ていただきたいんですが、これらにつきましては、当委員会に付託された調査事項や委員長

会議の結果を考慮して、調査活動計画(案)を作成いたしました。これらの案につきまして何か御意見等はありませんか。

○緒嶋委員 これで日程的に詰められるか、充実した審議ができるかと思うんです。休会中1回ぐらいで。何をやるかにもよるけど。

○丸山委員長 後から言おうと思ったんですが、今、緒嶋委員が言われたとおり、仮にすべての公社を見るとなった場合は物すごく大変な——平成15年にこのような委員会を立ち上げたときには1個1個やっておりますので、特別に委員会を開催したことも考えられます。先ほど話しましたように、すみ分けをする、どこまで入り込むのかによってかなり変わってくるんじゃないかと思っておりますので、案という形にさせていただいて、進行状況によっては急遽特別委員会を開催することもあるというふうに御理解していただければありがたいのではないかと思っております。

○福田委員 この県内調査をですよ、恐らくは外郭・関係団体はここにあるわけですから、県内調査を1日振ってもいいですね、委員会での意見、説明聴取に。

○星原委員 調べる方法として、班を2班とか3班に分けて、同じ項目を調べてくれるだけだったら。これが全員で1つ1つをこうというのは効率が大変じゃないかなと。逆に調査項目をいろんなのを分けておいて、これぐらいは最低どういう形でどうなのかとか調べる項目だけあれば、2班でも3班でも分けて調査すれば確率が、それを持ち寄ればいいだけで、こういうあれだということで。最低そういう方法も一つには、数多く調べようと思えばそういうこともやっていいのかなと。

○丸山委員長 ちょっと休憩します。

午後0時1分休憩

午後0時2分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

それでは、活動計画については、変更もあり得るということで認識していただいて、基本的にはこれを基本にするということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、協議事項の(3) 県内調査についてであります。もう一度資料2を見ていただきたいんですが、予定では、7月16～17日に県南調査、8月6～7日に県北調査を予定しております。今、意見があったとおり、ひょっとしたらこの県南・県北調査も、こちらで調査するとか、1日だけ行ってするということもあり得ます。いろいろと御協議をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、御意見はありませんか。

○星原委員 県内は、宮崎市以外のところがあればそういうところを中心に行ってもらえば。

○丸山委員長 私のほうからですが、例えば、県北に機械技術振興協会とか、都城に都城圏域地場産業振興センターとかケーブルテレビさんとかいろいろありますので、そういうところを回ることは可能だと。ほかにもあればそういうのもチェックしながらやっていきたいと思ひます。また、緒嶋委員から言われた、行革に対して市町村との連携を全然考えていないとか、国の行革の考え方とか、いろいろあるかもしれないので、それも含めていろいろ交流させていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、正副委員長に一任ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 次に、先ほど協議しました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部への説明資料要求について、何か御意見、御要望等はありませんか。

○福田委員 先ほど言いましたように、知事部局以外で関係の深い法人等も資料の提出をお願いしたいです。教育委員会とか。警察本部は出ていますね、暴力追放センターとか。ちょっとおかしいなど。恐らく出資がちょっと変わった形の出資になっていると思うんです。

○山下委員 数字を出してもらいたいんです。この前、教育委員会のほうを聞き取りしましたら、毎年80から100名ぐらいの人たちが精神障害が出たりして休職されているということです。知事部局、教育委員会、そういうところの休職者ですね、微妙に職員採用の中でも影響があるだろうと思うんです。できたらそういう数字を出していただくとありがたいと思ひます。

○丸山委員長 ほかにありませんか。

なければ、あとは正副委員長に一任ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 最後になります。その他何か御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、次回は、6月定例県議会の開会中でありますけれども、事務局案では6月26日金曜日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後0時6分閉会